

岩手県告示第359号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社 グッド・ア イズ建築検査機構	事務所の所在地の変更	宮城県仙台市青葉区中 央一丁目2番地3号	宮城県仙台市青葉区中 央二丁目2番10号	平成27年4月1日
株式会社 建築構造セ ンター	事務所の所在地	鹿児島県鹿児島市東千 石町1番3号 鹿児島 第2ビル3階B号	鹿児島県鹿児島市西千 石町11番21号 鹿児島 MSビル2階B号室	平成27年4月10日